「森里海連環　高津川流域ふるさと構想」特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

正
準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.0＋3.7）／2＝3.9　3.9

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	路網整備と計画的施業の推進	94%	4
2	地域資源を活用した農村定住・交流促進	163%	5
3	高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖 ≪代替指標・数値目標≫	87%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×1＋4×1＋3×1＋2×0＋1×0）／3＝4.0　4.0

※1）1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2）評価指標3は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　3.7

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.0＋4.3＋3.8）／3＝4.0　**4.0**

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業
（事項）
地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業
（概要）
平成28年度においては、フランス語3名の地域限定特例通訳案内士が登録され、総計26名となり、これで英語・韓国語・中国語・フランス語4か国の地域限定特例通訳案内士が育成された。
（規制所管府省（国土交通省観光庁）の評価）
地方部における通訳ガイドが不足している状況において、特区通訳案内制度の導入により、質の高い地域通訳ガイドの増加が図られており、特例措置の効果が認められる。今後も、引き続き、地域における通訳ガイドの質と量の確保を図り、訪日外国人旅行者の多様なニーズに的確に対応していく必要がある。

等

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業
（事項）
銃器（空気銃）を用いて中型哺乳類を止めさしすることに係る鳥獣保護管理法の適用範囲の明確化
（概要）
狩猟又は有害鳥獣捕獲における止めさしに関して、銃器使用の取扱が、どう猛な中型哺乳類についても安全の確保等を前提に法律の適用範囲内とされた。

等

専門家による評価の平均値　**4.0**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**4.3**

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**3.8**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　**3.3**

・「森」「川」「里」の3つのバランスある発展のため，生産，観光，自然保全の3つの分野で計画が創られており、豊かな自然環境を活かした交流人口の増大を通じた地域振興という取り組みの方向性は高く評価することができる。
・狩猟の規制緩和は効果があがっていると判断する。
・財政・税制・金融支援の積極的活用については、特に地域独自の取組について、一定程度、活発であると評価できる。
・取り組みの成果を適切にアピールする指標になっていない印象が強い。特区の目標や規制改革の内容と各種指標がちぐはぐのように思える。
・「木材生産量」については、平成27年度までは、実績値が目標値を上回る、ないし同じであったが、平成28年度においては進捗度90%となっている。「小規模な事業体の木材利用が低調となった」とあるが、その背景にまで分析が及んでいない。
・水質浄化を評価指標としているところに難しさがある。また、資源管理状況を示すものとして引き続き流下数は把握されるべきと考える。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　**3.3**

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（3.9＋4.0＋3.3×2）／4＝3.6

3.6

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。